

令和5年7月 双葉町農業委員会 定例総会会議録

1. 日 時 令和5年7月19日(水)13時21分開会
2. 場 所 双葉町役場1階大会議室
3. 招 集 者 双葉町農業委員会会長 澤上 榮

4 議事日程

日程第1 議事録署名人の指名について

日程第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について

日程第3 議案第2号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について

日程第4 議案第3号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について

日程第5 議案第4号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について

5. 出席委員

農業委員

議席1 欠 員 議席2 木幡 治 委員 議席3 鵜沼 久江 委員

議席4 林 和男 委員 議席5 高田 喜寿 委員 議席6 欠 席

議席7 大橋 利一 委員 議席8 澤上 榮 委員

農地利用最適化推進委員

榎内 宏 委員 高玉 正祐 委員 井戸川 弘幸 委員 渡辺 浩美 委員

6. 職務のため会議に出席した者の氏名

農業振興課長兼農業委員会事務局長 中野 弘紀

専門員(併任) 大西 信治

7. 開会

【中野事務局長】

定刻前ですが、皆さんお揃いですので、只今より、双葉町農業委員会令和5年7月定例総会を開催いたします。会長からごあいさつをお願いします。

8. 会長あいさつ

【澤上会長】

みなさん、こんにちは。本日は、お暑い中、7月定例総会にご出席いただきありがとうございます。九州や秋田では大雨で災害が起きています。幸い、この周辺では被害はありませんが、いつ災害が起きてもおかしくないような気象状況が続いていますので心配しています。

皆さんには、暑い日が続きますので、気をつけてお過ごしください。

本日は、3条申請が4件提出されております。皆さんには、いつも通り慎重審議していただきますようお願いしまして、ごあいさついたします。

9. 議事

【中野事務局長】

ありがとうございました。

議事に入ります前に、高木委員より欠席のご連絡がありましたことを報告いたします。

それでは、会長を議長として議事を進行いたします、よろしく申し上げます。

【澤上会長】

ただいまの出席委員は6名です。

定足数に達しておりますので、これより令和5年7月定例総会を開会いたします。

議事に入る前に、会務報告を事務局から報告させます。事務局長。

【中野事務局長】

※資料により会務を報告

【澤上会長】

それでは、本日の会議を開きます。議事日程は、お手元に配布したとおりです。

日程第1、議事録署名人の指名について、議事録署名人は、会議規則第13条第2項の規定により、会長及び総会において定めた2名以上の出席委員となっておりますので、議長が指名したいと思います。議事録署名人には、3番・鶴沼委員、4番・林委員の両名を指名いたします。よろしく申し上げます。

続きまして日程第2、議案第1号「農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について」を議題とします。職員に議案の朗読をさせます。事務局長。

【中野事務局長】

議案第1号「農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について」、農地法第3条第1項の規定に基づき、所有権移転の許可申請があったので審議に付す。令和5年7月19日提出、双葉町農業委員会会長 澤上 榮。

申請内容をご説明します。譲渡人は双葉町大字長塚字町×× A氏、譲受人は双葉町大字上羽鳥字大道×× B氏、許可を受けようとする農地は大字上羽鳥字大道××の田×××㎡及び大字寺沢字南迫××の畑×××㎡で、贈与による所有権移転になります。

譲受人のB氏の現在の農地の保有状況及び今回譲り受ける農地も含めた営農計画について

は、田×××㎡については水稻の作付、畑×××㎡については野菜の作付を予定しています。また、農機具については、トラクター及び田植機について自己資金で購入予定のほか、その他営農に必要な農機具について、自己資金で購入またはリースするとしています。農作業に従事する者は譲受人及びその母としています。

周辺地域との関係については、申請農地は譲渡人A氏が相続・保有しているものを、耕作ができないことから、甥である譲受人B氏に贈与するもので、これまでと同様に田及び畑として使用することから、周辺農地の農業上の利用に影響を及ぼすことはない、また、地域の水利調整及び農地の利用調整に協力、農薬の利用についても地域の防除基準に従いますとしています。

地域との役割分担の状況については、農業の維持発展に関する話し合い活動に参加し、農道・水路等の共同利用施設の取り決めに遵守し、獣害被害対策に協力しますとしています。

以下、申請農地の登記内容、公図、申請農地の位置図を記載しています。

説明は以上になります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【澤上会長】

本件に係る調査結果を地区担当委員である木幡委員から報告願います。

【木幡委員】

報告いたします。譲渡人のAさんにつきましては、×月×日(×)×時×分に電話をし、今回の申請について確認したところ、間違いありませんということでした。また、譲受人のBさんについては、同日×時×分に電話をし、今回の申請について確認したところ、間違いありませんということでした。また、営農が可能になった段階で必ず耕作をする意図があるというお話をいただきましたので、ご報告します。

【澤上会長】

本件について審議に入ります。質疑・ご意見ありませんか。

【澤上会長】

申請農地のうち寺沢の畑は昔、桑園だったと思うが、どうか。

【林委員】

××××氏もこの周辺に桑園を持っていたが、現況が山林となっていることから、非農地証明の申請があり、認めたことがあった。同じような状況ではないかと思われる。

【澤上会長】

その他、ご意見、ご質問はありませんか。

(「なし」の声)

【澤上会長】

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第1号の農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請については、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

【澤上会長】

異議なしと認めます。

議案第1号は許可申請のとおり許可することに決定いたしました。

【澤上会長】

次に、日程第3・議案第2号及び日程第4・議案第3号については、同じ申請者からの案件になりますので、一括審議することとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

【澤上会長】

議案第2号及び議案第3号は一括審議することとし、職員に議案の朗読及び申請内容の説明をさせます。事務局長。

【中野事務局長】

議案第2号「農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について」、農地法第3条第1項の規定に基づき、所有権移転の許可申請があったので審議に付す。令和5年7月19日提出、双葉町農業委員会会長 澤上 榮。議案第3号「農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について」、農地法第3条第1項の規定に基づき、所有権移転の許可申請があったので審議に付す。令和5年7月19日提出、双葉町農業委員会会長 澤上 榮。

2件併せて申請内容をご説明します。議案第2号・第3号の申請概要をご覧ください。第2号議案及び第3号議案は、C氏から息子のD氏への贈与による所有権移転の申請になりますが、大字下羽鳥字南迫×××の農地一筆については、C氏と妻のE氏の共有名義とあることから、別申請となっており、第3号議案として扱っております。

それぞれの申請内容をご説明します。第2号議案について、譲渡人は仙台市泉区住吉台東××× C氏、譲受人は双葉町大字下羽鳥字南迫××× D氏、許可を受けようとする農地は、大字下羽鳥字南迫×××ほか×筆で、面積は田が×××㎡、畑が×××㎡の計×××㎡で、親子間の贈与による所有権移転になります。

次に第3号議案については、譲渡人は、仙台市泉区住吉台東××× C氏及び同住所 E氏、

譲受人は、双葉町大字下羽鳥字南迫××× D氏、許可を受けようとする農地は、大字下羽鳥字南迫×××の畑で、面積は×××㎡で、親子間の贈与による所有権移転になります。

次に農地の保有状況及び営農計画等について説明いたしますが、両申請とも同じ資料になりますので、第2号議案の資料で説明させていただきます。

譲受人のD氏の権利移転後の農地面積は、田が×××㎡、畑が×××㎡の計×××㎡になります。今後の営農計画としては、田×××㎡については水稻の作付、畑×××㎡のうち×××㎡については牧草栽培、残る×××㎡については野菜の作付を予定しています。また、農機具については、トラクター、耕うん機、田植機、トラックを保有しており、メンテナンスをしたうえで使用するとしています。農作業に従事する者は譲受人及びその妻としています。

周辺地域との関係については、申請農地は、親子間の権利移動であり、これまでと同様に田畑として利用する予定であり、周辺農地の利用に影響を及ぼすことはないと考えます。また、地域の水利調整、農地の利用調整に協力するとともに、農薬の利用についても地域の防除基準に従いますとしています。

地域との役割分担の状況については、農業の維持発展に関する話し合いに参加し、共同利用施設の取り決めを遵守し、獣害被害対策に協力しますとしています。

以下、議案第2号、議案第3号の申請農地の登記内容、公図、申請農地の位置図を添付しております。説明は以上になります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【澤上会長】

本件に係る調査結果を地区担当委員である木幡委員から報告願います。

【木幡委員】

報告いたします。譲渡人のCさんにつきましては、×月×日(×)×時×分に電話をし、今回の申請について確認したところ、間違いありませんということでした。また、議案第3号の申請者であるEさんにつきましても、引き続き電話を替わっていただきまして、今回の申請について確認したところ、間違いありませんということでした。

譲受人のDさんについては、同日×時×分、×時×分、×時×分に3回電話をいたしまして、3回目につながりました。今回の申請について確認したところ、間違いありませんということでした。また、営農が可能になった段階で必ず耕作をするという確認をさせていただきました。報告は以上です。

【澤上会長】

本件について審議に入ります。質疑・ご意見ありませんか。

【澤上会長】

第3号議案の申請農地の位置図の中にため池という表記があるが、以前は、ため池があったが、現状はどうなっているかわからない。このようなため池は国から払い下げを受けるなどして、土地を整理していく必要はないのか。

【中野事務局長】

このため池は国土調査実施時に確認されたものと思われます。この周辺にもため池があり、下流への通水を考えて残すべきものは残さないといけないと考えます。また、ここは、帰還困難区域で除染もまだです。除染をやる段階で土地の形状が明らかになってきますので、何らかの対応を取るとすると、それからになると思います。

【澤上会長】

その他、ご意見、ご質問はありませんか。

(「なし」の声)

【澤上会長】

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第2号及び議案第3号、農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請については、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

【澤上会長】

異議なしと認めます。

議案第2号及び議案第3号は許可申請のとおり許可することに決定いたしました。

【澤上会長】

次に、日程第5、議案第4号「農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について」を議題とします。職員に議案の朗読をさせます。事務局長。

【中野事務局長】

議案第4号「農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について」、農地法第3条第1項の規定に基づき、所有権移転の許可申請があったので審議に付す。令和5年7月19日提出、双葉町農業委員会会長 澤上 榮。

申請内容をご説明します。譲渡人は双葉町大字下羽鳥字北沖××× F氏、譲受人は新潟県燕市××× G氏、許可を受けようとする農地は、大字下羽鳥字豊田×××ほか×筆で、面積は田×××㎡、畑×××㎡の計×××㎡で、親子間の贈与による所有権移転になります。なお、F氏は、今回申請農地のほかに、大字下羽鳥字豊田×××農地×××㎡を所有していま

すが、この農地は贈与せず、自らも営農を継続するとのことです。

譲受人G氏の権利移転後の農地面積ですが、当面は、G氏がF氏の協力を得ながら営農を行うということですので、Fが保有する農地を加えた面積を記載しています。今後の営農計画は、田×××㎡については水稻の作付、畑×××㎡については野菜の作付を予定しています。また、農機具については、トラクター、耕運機、田植機及びコンバインについて自己資金で購入予定としています。農作業に従事する者は譲受人のほか父F氏及び母としています。

周辺地域との関係については、譲渡する農地は、親子間の権利移動であり、これまでと同様に田畑として利用する予定であり、周辺農地の利用に影響を及ぼすことはないと考えます。権利移転後は、譲受人が主体となり、父母の協力を得ながら耕作します。また、地域の水利調整、農地の利用調整に協力するとともに、農薬の利用についても地域の防除基準に従いますとしています。

地域との役割分担の状況については、農業の維持発展に関する話し合いに参加し、共同利用施設の取り決めを遵守し、獣害被害対策に協力しますとしています。

以下、申請農地の登記内容、公図及び位置図を添付しております。説明は以上になります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

【澤上会長】

本件に係る調査結果を地区担当委員である木幡委員から報告願います。

【木幡委員】

報告いたします。譲渡人のFさんにつきましては、×月×日(×)×時×分に電話をし、今回の申請について確認したところ、間違いありませんということでした。また、譲受人のGさんについては、同日×時×分に電話をし、今回の申請について確認したところ、間違いありませんということでした。また、営農が可能になれば、耕作をしたいということでしたので、ご報告します。

【澤上会長】

本件について審議に入ります。質疑・ご意見ありませんか。

(「なし」の声)

【澤上会長】

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第4号、農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請については、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

【澤上会長】

異議なしと認めます。議案第4号は許可申請のとおり許可することに決定いたしました。
以上で、本日の議案審議は終了いたしました。

(13時59分終了)

引き続き、下記協議事項について協議

- (1) 令和5年度農業委員・農地利用最適化推進委員研修会について
- (2) 令和5年8月定例総会の日程について

引き続き、下記報告事項について報告

- (1) 工事完了報告について

上記会議の顛末を記録し相違ないことを証するためここに署名する。

農業委員会 会.....長.....澤上.....榮.....[Ⓜ]

議事録署名人.....鵜沼久江.....[Ⓜ]

議事録署名人.....林和男.....[Ⓜ]